破産手続廃止

平成２０年（フ）第８１７９号
山形県鶴岡市田麦俣字六十里山141番地
破産者　株式会社湯殿山ホテル
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８９９０号
福島県郡山市安積町長久保３丁目14―５
破産者　寺田　克彦
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２０６３号
東京都千代田区神田錦町３丁目７番１号
破産者　株式会社グローバルリビング
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３２２２号
長崎県長崎市扇町33番40号
破産者　株式会社アイムコム
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７０号
東京都江戸川区東小岩２丁目１番９号
破産者　株式会社ＦＢＩマネジメント
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７１号
東京都江戸川区南小岩６丁目５―18―205
破産者　二ノ宮市郎
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７２号
東京都江戸川区南小岩６丁目５―18―205
破産者　二ノ宮辰子
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７５４号
東京都板橋区志村２丁目２番３号
破産者　株式会社サングリーンシステムズ
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７５５号
東京都板橋区志村３丁目14―５―303
破産者　大井　三吉
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０６７号
東京都文京区大塚３丁目３番14―504号
破産者　株式会社Ｃｈａｎｇ　Ｄｅｓｉｇｎ.
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０６８号
東京都足立区江北７丁目11―13
破産者　張　　仙文
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５０１号
神奈川県横須賀市西浦賀６―８―11、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横須賀市久里浜４丁目21番地13
破産者　有限会社三盛温調工業
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５０２号
神奈川県横須賀市吉井３丁目31―18
破産者　成田　三直
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５０３号
神奈川県横須賀市吉井３丁目31―18
破産者　成田五十鈴
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５０５号
東京都墨田区菊川２丁目16番９号
破産者　有限会社モリイ
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６４２号
東京都東村山市栄町２丁目27番１号エクセレンス久米川401号
破産者　株式会社ゼロ
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６４３号
東京都東村山市栄町２丁目27番地１　エクセレンス久米川401
破産者　株式会社ワン
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６４４号
東京都東村山市栄町２丁目27―１―401
破産者　江澤　通彦
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６７６号
東京都小金井市貫井北町５丁目17番10号
破産者　株式会社エヌ・ビー・エルコーポレーション
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６７７号
東京都清瀬市下宿１丁目１―９―505、開始決定時の住所東京都小金井市貫井北町５丁目17―10
破産者　山本　政見
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６７８号
東京都新宿区高田馬場１丁目１番15号
破産者　有限会社エイトクローバー
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６７９号
東京都新宿区高田馬場１丁目１―15―710
破産者　鈴木　由紀
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部